

柴田町手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和6年12月16日

柴田町長 滝口 茂

柴田町条例第27号

柴田町手数料条例の一部を改正する条例
柴田町手数料条例（平成12年柴田町条例第5号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで若しくは第126条の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付手数料又は同法第120条第1項、第120条の2第1項若しくは第126条の規定に基づく戸籍証明書の交付手数料</u> 1通につき 450円（多機能端末機（柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例（平成7年柴田町条例第23号）第15条第3項に規定する多機能端末機をいう。以下同じ。）による交付の場合は350円）</p> <p>(2) <u>戸籍法第10条第1項、第10条の2第1項から第5項まで又は第126条の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料</u> 証明事項1件につき 350円</p> <p>(3) <u>戸籍法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用</u></p>	<p>(種類及び金額)</p> <p>第2条 手数料の種類及び金額は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付手数料 1通につき 450円（多機能端末機（柴田町印鑑の登録及び証明に関する条例（平成7年柴田町条例第23号）第15条第3項に規定する多機能端末機をいう。以下同じ。）による交付の場合は350円）</p> <p>(2) 戸籍に記載した事項に関する証明書の交付手数料 証明事項1件につき 350円</p>

する方法（総務省令で定めるものに限る。
以下この号において同じ。）より戸籍電子証
明書提供用識別符号の発行を行う場合（当
該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条
第1項の規定により同項に規定する電子情
報処理組織を使用する方法により行われた
場合に限る。）における当該発行及び戸籍電
子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍
電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸
籍電子証明書が証明する事項と同一の事項
を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸
籍証明書の請求を行う場合における当該発
行を除く。）手数料 戸籍電子証明書提供用
識別符号1件につき 400円

(4) 戸籍法第12条の2において準用す
る同法第10条第1項若しくは第10条の
2第1項から第5項までの規定若しくは同
法第126条の規定に基づく除かれた戸籍
の謄本若しくは抄本の交付手数料又は同法
第120条第1項、第120条の2第1項
若しくは第126条の規定に基づく除籍証
明書の交付手数料 1通につき 750円

(5) 戸籍法第12条の2において準用す
る同法第10条第1項若しくは第10条の
2第1項から第5項までの規定又は同法第
126条の規定に基づく除かれた戸籍に記
載した事項に関する証明書の交付手数料
証明事項1件につき 450円

(6) 戸籍法第120条の3第2項の規定
に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の
発行（情報通信技術を活用した行政の推進
等に関する法律第7条第1項の規定により
同法第6条第1項に規定する電子情報処理
組織を使用する方法により除籍電子証明書
提供用識別符号の発行を行う場合（当該発
行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規
定により同項に規定する電子情報処理組織
を使用する方法により行われた場合に限

(3) 除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又
は除かれた戸籍に記録されている事項の全
部若しくは一部を証明した書面の交付手
数料 1通につき 750円

(4) 除かれた戸籍に記載した事項に関す
る証明書の交付手数料 証明事項1件につ
き 450円

る。)における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)手数料 除籍電子証明書提供用識別符号1件につき 700円

(7) 戸籍法第48条第1項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書の交付手数料、同法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)若しくは第126条の規定に基づく届書その他町長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付手数料又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容の証明書の交付手数料 1通につき 350円

(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき1,400円)

(8) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他町長の受理した書類を閲覧に供する事務手数料又は同法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務手数料 書類1件につき 350円

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

(16) (略)

(17) (略)

(5) 届出若しくは申請の受理の証明書又は戸籍法(昭和22年法律第224号)第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類に記載した事項の証明書の交付手数料 1通につき 350円(婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について、請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあつては、1通につき1,400円)

(6) 戸籍法第48条第2項(同法第117条において準用する場合を含む。)の書類の閲覧手数料 書類1件につき 350円

(7) (略)

(8) (略)

(9) (略)

(10) (略)

(11) (略)

(12) (略)

(13) (略)

(14) (略)

(15) (略)

- (18) (略)
- (19) (略)
- (20) (略)
- (21) (略)
- (22) (略)
- (23) (略)
- (24) (略)
- (25) (略)
- (26) (略)
- (27) (略)
- (28) (略)
- (29) (略)
- (30) (略)
- (31) (略)
- (32) (略)
- (33) (略)
- (34) (略)
- (35) (略)

(手数料の免除)

第6条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。ただし、多機能端末機による交付の場合は、手数料を徴収する。

- (1) ~ (4) (略)
- (5) 第2条第26号に定める手数料で、公的年金受給者の現況届に係るもの
- (6) (略)

2 (略)

3 町長は、視覚に障害がある者で、盲導犬（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第8条第2項の規定による盲導犬をいう。）の使用者証を有するものの請求に係る第2条第14号から第17号までに定める手数料を免除することができる。

- (16) (略)
- (17) (略)
- (18) (略)
- (19) (略)
- (20) (略)
- (21) (略)
- (22) (略)
- (23) (略)
- (24) (略)
- (25) (略)
- (26) (略)
- (27) (略)
- (28) (略)
- (29) (略)
- (30) (略)
- (31) (略)
- (32) (略)
- (33) (略)

(手数料の免除)

第6条 次に掲げるものは、手数料を徴収しない。ただし、多機能端末機による交付の場合は、手数料を徴収する。

- (1) ~ (4) (略)
- (5) 第2条第24号に定める手数料で、公的年金受給者の現況届に係るもの
- (6) (略)

2 (略)

3 町長は、視覚に障害がある者で、盲導犬（道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第8条第2項の規定による盲導犬をいう。）の使用者証を有するものの請求に係る第2条第12号から第15号までに定める手数料を免除することができる。

附 則

この条例は、令和7年3月1日から施行する。